

監 査 報 告 書

令和7年5月9日

公益財団法人高知県遺族会

会長（代表理事） 大石 綏子 様

監事 酒井 義明  印

監事 西本 昌弘  印

今般、公益財団法人高知県遺族会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条（第99条第1項の準用）の規定に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事として、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、当財団事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度にかかる事業報告及びその附属明細書を監査しました。さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度にかかる計算書類及びその附属明細書について監査しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、公益財団法人高知県遺族会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当法人の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。